

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525, 06-6967-0981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令
概要	大阪市下水道条例の規定に違反して汚水を公共下水道に排除している者に対し、期限を定めて当該汚水の水質を改善することを命じ、又は当該汚水の排除を一時停止することを命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例 第10条の5 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	大阪市下水道条例第10条の2第1項又は第10条の3第1項の規定に違反して汚水を公共下水道に排除しているとき。 大阪市下水道条例第10条の2第1項又は第10条の3第1項の規定については別紙のとおり
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一条不-12】処分基準中の別紙

項目	基準値	
	排水基準値	条文
温度	45度 未満	条例第10条の2第1項
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
鉱物油類	5mg/L 以下	
動植物油脂類	30mg/L 以下	
沃素消費量	220mg/L 未満	条例第10条の3第1項
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
シアン化合物	1mg/L 以下	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
6価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅及びその化合物	3mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2mg/L 以下	
ダイオキシン類 ※注1	10pg-TEQ/L 以下	
温度	45度 未満	
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満	
浮遊物質	600mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
鉱油類含有量 ※注2	5mg/L 以下	
動植物油脂類含有量 ※注2	30mg/L 以下	
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気をおびていないこと	

注1:ダイオキシン類については、その下水処理場がダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設の有する場合及びその処理区域内にダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設の有する事業場の存在する下水処理場へ放流される場合にのみ適用される。

注2:公共下水道への1日当たり平均的な排出水の量が1,000m³未満の場合